

平成 26 年 10 月 12 日

日本臨床心理士養成大学院協議会 御中

奈良県臨床心理士会

役員会資格検討グループ

「公認心理師資格」は国民のために不都合です

——「臨床心理士専門資格」を附帯しなければなりません

- ① すでに心理専門職として実績を挙げてきた「臨床心理関係 4 団体」のうち、「公認心理師法案」に賛成しているのは 2 団体です。特に地方の専門職団体の多くが反対や疑問の声を上げています。9 月 23 日付、読売新聞東京版掲載の「反対意見広告」は地方からの疑問の声です。公認心理師法案は「地方創生の時代」にもかかわらず東京中央だけで進められています。
- ② 2005 年に「二資格一法案」の試みがありました。その理念を生かして今、医療領域以外の臨床心理業務に当たる者を（仮称）「一般臨床心理士」または（仮称）「公認臨床心理士」とすることを求めます。この度の「公認心理師」は汎用を外して「医療領域の資格」とするのです。
- ③ 公認心理師法案に加えて（仮称）「一般臨床心理士」資格、（または「公認臨床心理士」資格が附帯で法制化されることを望みます。（二資格二法案の精神）

この二資格案には全国心理職関係者が全員賛成します。